

ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の 影響を受けた農業者の方へ

美しい村づくり資金は農業者の経営維持に必要な資金等の資金繰り支援を行います！

1 美しい村づくり資金とは

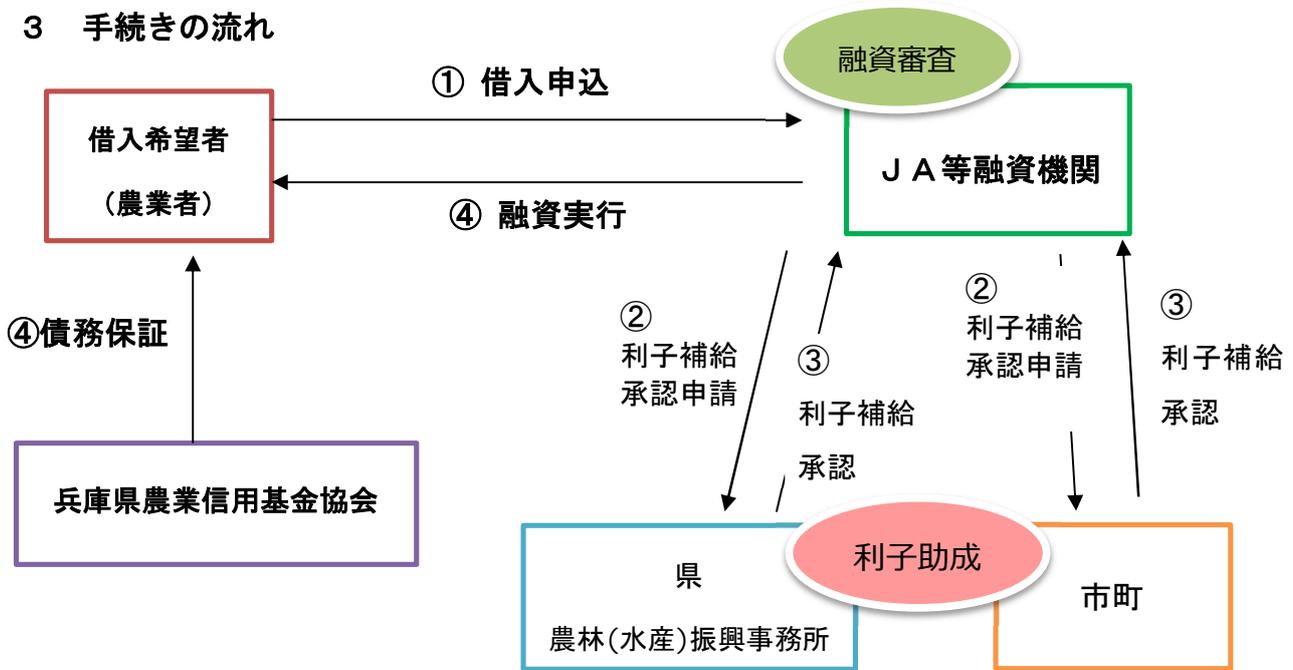
- ・主に農協（JA）が融通する農業制度資金です。
- ・認定農業者でない担い手農業者の方でもお借入れが可能です。
- ・ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者の方は、県と市町による利子助成を受けることにより、**当初3年間無利子**で貸し付け等の拡充を行っています。



2 内容

区 分	拡 充 内 容
対 象 者	〔下記の1と2を満たした方〕 1 農業に従事し、又は従事しようとする者・団体 （株式会社、持分会社及び農事組合法人並びに法人格を有しない団体で人格なき社団の形態を整えているもの） 2 ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営に影響が発生していることを「影響状況確認表」で融資機関が確認できた者
資金使途	ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者等の経営の維持に必要な資金 【例】 ・従業員の雇用維持に係る人件費 ・家賃・光熱水費等の基本料金、肥料・飼料代等の支払い等
貸付限度額	個人 1,000 万円・団体 2,000 万円まで
融 資 率	事業費の 100%以内 （通常は 80%以内）
償還期間	7年以内（うち据置2年以内） （通常は償還5年以内）
貸付利率	当初3年間無利子 ※4年目以降は一般の災害資金と同じ金利 0.50%（令和7年4月1日現在）
担保・保証人	原則無担保・無保証人 （農業信用基金協会の保証を利用）
融資機関	農業協同組合（JA）・県信用農業協同組合連合会（JA 兵庫信連） 兵庫県信用組合
主な必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書（様式1又は2） ・影響状況確認表（別記様式） ・農業経営の現況が確認できる書類（所得明細、現況経営規模証明書、耕作証明書等） ・必要に応じて請求書や領収書 ・〔500万円を超える場合〕平常年次の収支計算書（任意様式） ・〔法人の場合〕定款または規約、業務報告書、構成員の状況書等 ・その他融資機関で必要と認める資料
申請から融資まで	融資機関へ借入れ申込み後、県および市町の承認手続きが必要となるため おおよそ 1ヶ月程度 を要します
無利子化条件	償還期限まで市町が利子補給を行う旨の契約を融資機関と締結していること。
根拠要領	美しい村づくり資金事務取扱要領

3 手続きの流れ



4 お問い合わせ先

詳しくは、**最寄りのJA**または下記の農林（水産）振興事務所の各農政振興課にお問い合わせください。

神戸農林振興事務所	神戸市長田区浪松町 3-2-5	078-742-8323
阪神農林振興事務所	三田市天神 1-10-14	079-562-8848
加古川農林水産振興事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9615
加東農林振興事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9422
姫路農林水産振興事務所	姫路市北条 1-98	079-281-9285
光都農林振興事務所	赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2193
豊岡農林水産振興事務所	豊岡市幸町 7-11	0796-26-3697
朝来農林振興事務所	朝来市和田山町東谷 213-96	079-672-6879
丹波農林振興事務所	丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3793
洲本農林水産振興事務所	洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-2096

〔信用保証に関するお問い合わせ〕

兵庫県農業信用基金協会
神戸市中央区海岸通1番地
(078) 333-5855

〔県庁〕

兵庫県農林水産部農林経済課
農業共済金融班
神戸市中央区下山手通5-10-1
(078) 362-3415